



しぶや青色

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428airo.jp>

平成30年 4月号 第560号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

平成29年分 所得税及び復興特別所得税・消費税等確定申告終了！

当会では1月22日(月)から3月15日(木)の間決算指導を実施、3月19日(月)から4月2日(月)まで消費税等の申告指導を、事務局にて実施いたしました。

昨年12月1日(金)から決算申告指導の予約受付を開始、年末・年始は年末調整と平行して決算準備の個別指導を実施のうえ、1月22日(月)から2月28日(水)まで予約制で、3月1日(木)以降は来局順で指導を実施いたしました。また、昨年と同様事務局にe-Taxコーナーを設置し、電子申告をする方々の送信サポートを行いました。

1月26日(金)以降は、東京税理士会渋谷支部所属の諸先生方にご協力をいただき、主に所得税を中心とした指導と相談、e-Taxの代理送信に当たっていただきました。

例年2月頃から予約が取りにくい状況になり、3月以降は非常に混み合い待ち時間も長くなりました。< 来年の申告指導期間につきましては、特に会計ソフト利用者及び複式簿記の方は、早めのご予約と事前の準備をお願い致します。 >

「第20回定時総会」開催のご案内

拝啓 平素は、本会の会活動にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて標題の件、下記により開催いたしますので、ご多用の処恐縮に存じますが、総会提出議案についてご審議を賜りたく、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、ご出席の方は、5月11日(金)までに最寄りの役員又は事務局へご連絡下さい。また、ご欠席の場合は、「委任状」を5月18日(金)までに事務局へご提出ください。

日時

平成30年5月24日(木)
「定時総会」午後4時30分 「懇親会」午後6時00分
(当日の事務局業務受付は午後3時で締め切りとさせていただきます)

場所

南国酒家 迎賓館 (渋谷区神宮前6-35-3 TEL 03-3400-0031)

議案

第1号議案 議事録署名人選出に関する件
第2号議案 第20期業報告承認の件
第3号議案 第20期収支計算書報告及び 監査報告の件
第4号議案 第21期事業計画書(案)承認の件
第5号議案 第21期収支予算書(案)承認の件

懇親会参加費

4,000円(当日持参)

総会のみ出席は無料。申込後、5月22日(火)までにキャンセルの申し出が無い場合は、参加費を申し受けます。

渋谷青色申告会は一般社団法人のため、構成員である会員各位の過半数の方々が出席されなければ、「総会」は成立いたしません。是非ともご協力の程お願い申し上げます。

振替納税を 利用されている方 の 振替納付日

所得税：4月20日（金）

消費税：4月25日（水）

- 上記の振替納付日の前日までに、指定口座の預貯金残高をご確認ください。
 - 残高不足等により引き落としができなかった場合は、納期限（所得税は3月15日、消費税は4月2日）の翌日から延滞税がかかる場合があるほか、督促状が送付され、財産の差押えを受ける場合があります。
 - 振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限りご利用になれます。
 - その他、振替納税についてご不明な点につきましては、税務署へお尋ねください。
- ※ 振替納税を利用されていない方の納期限は、所得税は3月15日（木）、消費税は4月2日（月）です。申告書の提出後に、納付書や納税のお知らせ等は、送付しておりません。

◎ 税務署からのお知らせ

平成 30 年度国税庁経験者（国税調査官級）募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正・公平な課税の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

人事院では、30歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験（国税調査官級）」を実施しています。

試験の概要については下記のとおりです。

なお、採用後は、税務大学校において約3か月の研修を受けた後、各国税局（国税事務所）管内の税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。

興味のある方は、東京国税局総務部人事第二課試験係までお気軽にお問合せください。

記

- ◇ 試験概要 平成30年度の試験概要については、平成30年7月頃に官報公告及び国税庁ホームページへ掲載となる予定です。
- ◇ 問合せ先 東京国税局総務部人事第二課試験係(Tel. 03-3542-2111 内線2163)

【参考：平成29年度の実施状況】

- ◇ 最終合格者数（全国）：244名
- ◇ 受験資格 平成29年4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
- ◇ 試験日程
 - (1) 受験申込受付期間 8月中旬
 - (2) 試験実施期間 9月から12月まで
 - (3) 最終合格発表 12月下旬

◎ 申告した内容に間違いがあることに気付いた場合

訂正方法	
税額を多く申告していたとき	「更正の請求」をして正しい額への訂正を求める。 ◎更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。
税額を少なく申告していたとき	「修正申告」をして正しい額に訂正する。 ◎誤っている申告額を自発的に訂正されない場合には、税務署長が正しい額に更正します。

◎ 期限内に申告することを忘れていた場合には、できるだけ早く申告してください。
なお、申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をされなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。

◎ 税務署長が更正や決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに加算税が賦課される場合があるほか、法定申告期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

「さなくちゃ!!」



● 都税についてのお知らせ ●

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください!

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。
東京都で現在利用できる手続きは下表のとおりです。

	法人事業税・地方法人特別税・法人住民税	事業所税（23区内）	固定資産税（償却資産）（23区内）
電子申告	○予定納税 ○中間申告 ○確定申告 ○均等割申告 ○清算確定 ○修正申告 など	○納付申告 ○修正申告 ○免税点以下申告 ○事業所用家屋貸付等申告	○償却資産申告
電子申請・届出	○法人設立・設置届 ○異動届出 ○中小企業者向け省エネ促進税制による減免申請 ○申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請 ○法人税に係る連結納税の承認等の届出 など	○事業所等新設・廃止 ○事業所税減免申請 ○みなし共同事業に関する明細 など	—
電子納税	○本税の納付 ○見込納付（確定申告分のみ） ○加算金の納付 ○延滞金の納付	○本税の納付 ○加算金の納付 ○延滞金の納付	—

<eLTAXのご利用時間>

【各手続きの受付時間】 平日 8時30分～24時（土・日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

<利用手続きについてのお問い合わせ>

【eLTAX ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

【eLTAX ヘルプデスク】 0570-081459 ^{ハイシヨク}（左記電話につながらない場合：03-5500-7010）
平日 9時～17時（土・日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

エルタックス

検索

<申告内容や納税についてのお問い合わせ>

渋谷都税事務所 03-5420-1621（代表）

<国税の電子申告・電子納税等についてのお問い合わせ>

e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。



eLTAX イメージキャラクター

★（一社）渋谷青色申告会会費を口座振替でお支払いの会員の方へ ★
5月7日（月）平成30年4～7月分（6,000円）がご指定の口座より振替えられます
口座残高をご確認ください

● 5月の税務相談日 ●

当会会員の税理士による「税務相談会」を是非ご利用下さい

日時	5月16日(水) 午前10時～午後4時
場所	(一社) 渋谷青色申告会事務局
費用	無料



お1人約1時間を予定しております。(予約制)

事務局までお電話でご予約をお願いいたします。03-3463-7043

～ 青年部主催 挑戦してみよう！はじめてのパソコン会計 ～

● 会計ソフトで楽々複式簿記 弥生会計パソコン教室 ●

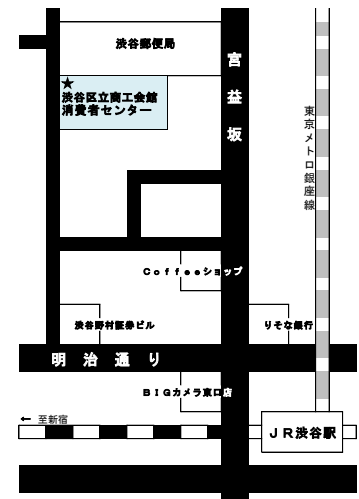
これから会計ソフトを使い始めようとお考えの方向けの教室です。

弥生会計ソフトを使って、初期設定から日々の入力の仕方まで、

講義形式で分かりやすくご説明いたします。

★ パソコンでの簡単な文字入力・マウス操作ができる方が対象となります ★

日時	5月28日(月)：不動産所得者向け 5月29日(火)：事業所得者向け 各日午前の部 9：30～12：30・午後の部 13：30～16：30
会場	渋谷区立商工会館 6階 クラブ室 渋谷区渋谷1-12-5
定員	午前・午後の部 各6名
費用	無料
申込	事務局までお電話どうぞ TEL 3463-7043



● 小規模企業共済（退職金制度）加入のご案内 ●

～ 個人事業主の共同経営者も加入できるようになりました ～



1. 加入できる方…小規模の個人事業主・個人事業主の共同経営者、会社役員
2. 掛 金…月額 1,000円～70,000円 (500円刻み)
3. 特 典…掛金は全額所得控除の対象。事業資金等貸付制度があります
4. 共済金の受取…事業廃業・個人事業主の廃業に伴う共同経営者の退任・死亡
役員退職・老齢給付などの時 (一括⇒退職所得・分割⇒雑所得)

お問い合わせは 事務局 菅井まで TEL 03-3463-7043

● e-Tax情報 ●

会員の皆様、ご利用ありがとうございました。今後 e-Tax (電子申告) をする場合は、電子認証付マイナンバーカードが必要となります。手続きについてご不明な点がございましたら、事務局までお気軽にご相談ください。